**東みよし町農業施策等に関する**

**意　見　書**

**令和４年１月２０日**

**東みよし町農業委員会**

令和4年1月20日

東みよし町長　松浦　敬治　殿

東みよし町農業委員会

会長　横関　博美

令和4年度における東みよし町農業施策等に関する意見書について

　令和２年に実施された農林業センサスによると、本町の総農家数は984戸であり、これは前回実施の平成27年の1,159戸と比較すると15％の減少であります。令和2年度の新規就農者数については、国の発表によると「5万3,740人で前年に比べ3.8％減少し、このうち49歳以下は1万8,380人で0.9％減少した」と発表しております。

本町に関しても、農業者の減少と高齢化が進んでいる状況であり、結果として、後継者不在による土地持ち非農家が増加しており、農地を維持することすら難しい状態となっております。

また有害鳥獣による農作物被害も深刻で、農林水産省の発表によると令和2年度の被害額は約161億円となっております。本町における有害鳥獣害被害も年々深刻化しており、農業者に与える影響は計り知れません。山間部のみならず平坦部においても被害は散見され、民家における被害も拡大してきております。

私たち農業委員・農地利用最適化推進委員も農業委員会等に関する法律の定める事項に基づき、鋭意その職務に取り組んでいるところであります。しかし、昨今の農業情勢にありましては、私たちだけの力ではその解決が極めて困難な諸課題が山積している状態であります。

本意見書は、農業委員や農地利用最適化推進委員が日頃からの活動を通じて、農業者等からの意見・要望を取りまとめたものです。

農地等の利用の最適化を推進し、東みよし町の農業の発展と農業経営の安定を図るため、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、下記のとおり意見書を提出いたします。

記

１．有害鳥獣害駆除の徹底について

　現在、管内農業の持続化については上記で述べたとおり課題が山積しております。特に、有害鳥獣の被害は年を経るごとに深刻化しております。イノシシやサル、シカの被害は甚大であり、農業者の所得低下を引き起こすことはもちろん、農業の将来性・継続性が危惧される事態となっております。農家の大多数を副業的農家が占める本町においては、鳥獣害被害により農業に対する意欲を削がれることは深刻な問題であり、持続可能な農業を推進していく上では必ず解決しなければならないものであります。

　有害鳥獣害対策を個人で取り組んでいる農家も多数いますが、その費用も大きな負担となっております。本町では有害鳥獣害の捕獲等に係る人材の確保を目的として、有害鳥獣捕獲等への貢献に対する有害鳥獣捕獲報償金を交付しておりますが、対象となるのは一部の有害鳥獣害のみであります。全ての有害鳥獣害にも同様に報奨金を交付していただければ、電柵やワイヤーメッシュ等を設置する費用に充当することができ、負担軽減ができれば、有害鳥獣害の捕獲等に係る人材の確保に繋げることができます。近隣の市町村では実施しているようであるので、是非検討していただければと思います。

　また、地域における狩猟者の高齢化が進むなか、必要になってくるのは地域ぐるみで対策に取り組むことであり、次の世代の狩猟者を農業者だけでなく幅広い人材から確保・育成することや、地域の自衛意識を高めるため、地域住民の意識の向上を目指すための支援拡充と、地域住民の理解と協力を得るための啓発活動や駆除対策に向けての諸施策の実施等を講じていただきたく思います。

　農業が我が町の基幹産業の一つである以上、早急に被害対策方針の確立と諸施策の展開が強く望まれます。

2.地域の担い手や後継者となる新規就農者への支援拡充

　本町は令和4年1月現在において、各集落ごとに人・農地プランを策定し、実質化しているようですが、どの集落においても中心経営体が不足していることが窺えます。農業従事者の減少に歯止めをかけるためには、親元、非農家からの就農に関わらず、将来の担い手を確保することが重要であることから、農地や農業用機械の継承、先輩農業者からの栽培技術の助言・指導、就農形態に応じた各種補助制度等の周知と活用を図るなど、地域の一員となる農業後継者の確保と育成について支援の拡充を望みます。